

お達者健康講座 ③

毎日3食食べていますか？

高齢になると飲み込みづらくなったり、消化機能が落ちやすかったりと、栄養や水分が充分にとれていない場合があります。これからも元気に過ごすために「低栄養」を予防する食生活について考えてみませんか？

お気軽にご参加ください。

【とき】1月28日(火)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

【ところ】①町立総合福祉センター2階

②町立総合福祉センター1階

【内容】講話「低栄養を予防しましょう！」

※午後1時からと午後2時からの内容は同じです。

【参加費】無料

※総合福祉センター送迎バスをご利用ください。

◆問合せ 地域包括支援センター（高齢介護課）

☎98-5538

健康増進課 ☎98-5520

高齢者の障がい者控除対象者認定書

障がい者手帳などの交付を受けていない人であっても、65歳以上で、寝たきりや認知症の状態が一定の基準に該当し、「身体障がい者、または、知的障がい者に準ずる」と認められるときは、所得税や住民税の障がい者控除を受けることができます。

確定申告などで、この控除の適用を受けようとするときは、町が発行する「障がい者控除対象者認定書」が必要になります。

【手続き】高齢介護課へ申請書をご提出ください。後日審査のうえ証明書を発行します。

【認定方法】基準日（令和元年12月31日）より以前で、直近の要介護認定の記録による審査などを行い認定します。

■以下のいずれかに該当する人は、申請する必要はありません。

- すでに身体障がい者手帳などの交付を受けている人
- 障がい者控除前で、すでに非課税の人
- 過去にこの認定を受けたことがある人（ただし、障がい事由に変更がない場合に限りです）

◆問合せ

高齢介護課 ☎98-5538

有償ボランティアとして活動してみませんか？

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、誰かの助け、支援が必要となってきます。

介護保険サービスは必要ない人でも、ちょっとした困りごとは出てきます。

それを支える活動の一つに有償ボランティアがあります。

「もう年だから、人の世話など無理。お世話してもらう方だ。」と思われる人も多いかと思いますが、すべてがそうではないはずです。

高齢になってもできること、高齢者だから分かること、その力を一人ひとりが出し合って、困った時はお互い様で、あなたができることをしてみませんか。

ご自身の生きがいづくり、健康づくり・介護予防・認知症予防にも役立ちます。

太子町では下記の3団体で活動できます。

関心のある人はお問い合わせください。



団体名	所在地	問合せ
寿喜菜の会（暮らしの困りごとサポーター）	春日1733	☎98-4140
プラスワンサービス	社会福祉協議会内	☎98-1311
NPO法人太子たすけあいコスモス	山田77番地	☎98-3699

介護予防パートナー養成講座

みんなが元気に年齢を重ねれば、超高齢化でも大丈夫。早いうちから、介護予防効果のある『体操』を毎日の生活の中で自然と無理なく取り組む「介護予防パートナー」として知識と技術を習得し、町内で活動を一緒に始めませんか。

ご自身の健康維持や生きがいづくりにもつながります！

	とき	内容（予定）
1日目	1月30日(木) 午前10時～正午	オリエンテーション、講話、実技
2日目	2月3日(月) 午後1時～3時	講話、おもしろ体力測定
3日目	2月12日(水) 午後1時～5時	講話、クミニクス、修了式

※開催場所など詳しくは、お申込み頂いた人にご連絡します。

【募集人数】10人

【持ち物】筆記用具、飲み物

【受講料】無料

◆申込・問合せ 社会福祉協議会 ☎98-1311



太子町高齢者情報局

令和2年1月号

太子町高齢者情報局は、「高齢者の暮らしに必要な情報や太子町からのお知らせを提供します。

皆さん、いかがお過ごしですか。

今回は、「介護保険料の社会保険料控除」「介護保険などの費用と医療費控除」「お達者健康講座」「高齢者の障がい者控除対象者認定書」「有償ボランティアとして活動してみませんか?」「介護予防パートナー養成講座」をお届けします。

介護保険料の社会保険料控除

平成31年（令和元年）中に納められた介護保険料は、平成31年（令和元年）分の確定申告の際、所得税や住民税の「社会保険料の所得控除」が受けられます。確定申告の際に、提示、または、添付する証明書は表のとおりです。

※平成31年（令和元年）中に、特別徴収と普通徴収の両方で納めて頂いた人は、それぞれの証明書を併せてご利用ください。

支 払 法	●特別徴収の人 (年金で納めて頂いた人)	●普通徴収の人 (納付書で直接金融機関などの窓口で納めて頂いた人、または、口座振替で納めて頂いた人)
証 明 書 の 行 方	<ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構などの年金保険者から「源泉徴収票」がハガキで通知されます。 障がい年金・遺族年金から介護保険料が特別徴収されていた人は、太子町から「納付済額通知書」を発行しますので、高齢介護課へお申し出ください。 	太子町から「介護保険料納付額通知書」を送付します。
問 合 せ 先	日本年金機構などの年金保険者	高齢介護課

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538

介護保険などの費用と医療費控除



介護保険のサービスを利用した場合で、医療費控除の対象となるものの概要は以下のとおりです。

なお、介護予防サービスも同様の区分となります。

□施設サービス

施設の種類の	医療費控除の対象
①指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・介護費、居住費及び食費の自己負担額の2分の1
②介護老人保健施設	・介護費、居住費及び食費の自己負担額
③指定介護療養型医療施設	・診療や治療を受けるために必要な特別室（個室など）の使用料

※日常生活費、特別な居室、または、特別な食事に係る利用料などは対象になりません。

□居宅サービスなど

医療費控除の対象サービス	医療費控除の対象
<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護 ・訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導（医師などによる管理・指導） 	・サービス費の自己負担額
<ul style="list-style-type: none"> 通所リハビリテーション（医療機関でのデイサービス） 	・サービス費及び食費の自己負担額
<ul style="list-style-type: none"> 短期入所療養介護（ショートステイ） 	・サービス費、滞在費及び食費の自己負担額
○居宅サービス計画などに基づき、上記のサービスと併用した場合のみ医療費控除の対象となるサービス	医療費控除の対象
<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護（生活援助が中心である場合は除く） ・訪問入浴介護 通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・短期入所生活介護 	・サービス費の自己負担額

●注意事項

※医療費控除を受けるためには、サービス事業者などが発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された領収証が必要です。

※高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費などによる払い戻しを受けている場合は、その払い戻された金額（①の自己負担額に對するものは2分の1相当）を医療費から差し引いて、医療費控除の金額を計算します。

◎介護保険サービス以外の医療費控除

医療費控除の対象	要 件
おむつ代の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> 6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、主治医が発行した「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象となります。 おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定に係る主治医意見書の記載内容が、「おむつ使用証明書」の代わりと認められる場合、高齢介護課で発行する証明書を使って医療費控除の申告をすることができます。

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538 富田林税務署 ☎24-3281



子育て応援ナビ



こんぺいとう広場 ③

こんぺいとう広場では、松の木保育園、やわらぎ幼稚園で園庭開放を行っています。

【とき】 ○松の木保育園 1月14日(火)
○やわらぎ幼稚園 1月15日(水)
開放時間：午前9時45分～11時

【対象】 1歳～4歳未満のお子さんと保護者

【内容】 各園へお問い合わせください。

※着替え、水筒(お茶)、タオルなどをお持ちください。

※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。

※予約不要。

※車でのお来園をご遠慮ください。

◆問合せ 松の木保育園 ☎98-2882
やわらぎ幼稚園 ☎98-1402
子育て支援課 ☎98-5596



おひさまひろば ③

おひさまひろばは、子どもを安心して遊ばせたり、様々な人と情報交換したり、「たまにはほっと一息つきたい」「ちょっと悩みを聞いてほしい」そんな声にお応えする場所です。

子育てをしているお母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃん、お子さんと一緒に遊びに来てください。

【とき】 1月10日、17日、24日、31日
毎金曜日
午前9時45分～午後4時

【ところ】 町立幼稚園2階 おひさまひろば

【対象】 未就園児と保護者

※生後2か月頃から参加可能です(乳児ベット有)。

※予約は不要です。開放時間内にお越しください。

※正午からのランチタイムには、お持ち頂いた昼食を食べることが出来ます。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

すこやかホール開放 ③

みんなで遊べるようホールを開放しています。

相談・身体測定をご希望の方は母子手帳をお持ち頂き、受付時間内にお越しください。

【とき】 1月8日(水)、22日(水)
午前9時30分～11時30分
受付：午前9時30分～10時30分

【ところ】 町立保健センター2階 すこやかホール

【対象】 就園前までのお子さんと保護者

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

おひさまひろば「ぷらす」 ③

おひさまひろば「ぷらす」では、楽しいイベントを行っています。

【とき】 1月24日(金)
午前9時45分～11時30分

【ところ】 町立幼稚園2階 遊戯室

【持ち物】 水筒(お茶)、タオル、着替え

【内容】 お正月の遊び

※保護者、お子さんともに動きやすい服装でお越しください。

※予約は不要です。

◆申込・問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



赤ちゃんのスキンケア講座 ③

スキンケアは、赤ちゃんの湿疹や皮膚炎の予防にとっても大切です。

スキンケアによって皮膚のバリア機能を保つことで、アレルゲンの侵入を防ぐことができます。

健康な皮膚のバリア機能を保つために、正しいスキンケアを学んでみませんか？

この講座は、赤ちゃん会の開催中に行います。

【とき】 1月15日(水)
午前10時30分～11時30分

【ところ】 町立保健センター

【対象】 1歳半までのお子さん

【参加費】 無料

【持ち物】 バスタオル・さ湯・お茶など

【申込】 不要

※相談・計測をご希望の人の受付は9時30分～10時です。講座のみ受講し

たい場合は午前10時30分にお越しください。

※きょうだい児のご参加はご遠慮ください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

乳幼児のMR(麻しん・風しん)混合ワクチンの接種

麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)は、麻しんウイルス、風しんウイルスを弱毒化し、一つの製剤にした混合生ワクチンです。1回の接種で90～95%以上の方が免疫を得ることができます。確実に免疫をつけるためには2回の接種が必要とされています。

対象の人につきましては、接種漏れのないよう、早めに予防接種を受けるようお願いいたします。

【対象】 1期：1歳～2歳未満
2期：小学校就学前の1年間

【費用】 無料

【ところ】 富田林医師会実施医療機関

※予約が必要な場合もありますので、事前に医療機関へご連絡ください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【とき】 1月6日(月)
午後2時～4時

【ところ】 役場1階庁舎 相談室2

◆問合せ 富田林子ども家庭センター生活福祉課 ☎25-1131
子育て支援課 ☎98-5596

気づく

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

南河内男女共同参画社会研究会 講演会 心の歌コンサート～あなたはあなたのままで そこに咲いてください～

令和元年11月22日(金)、町立万葉ホールで、歌手の山本かずみさんによる、男女共同参画社会をテーマにしたトーク&コンサートの行われました。

この講演会は、河南町、千早赤阪村、太子町が共同で実施しているもので、令和元年是太子町で行われました。

歌手として活躍されながら、母として経験した子育てのお話と素敵な歌声に、約150人の参加者はみんな熱心に聞き入っていました。



映画「めぐみ」上映会

大阪府では、拉致被害者の一日も早い帰国をめざし、拉致問題に関する府民の認識と理解を深めるとともに、世論を高めるため、映画「めぐみ」上映会などを行います。

【とき】1月26日(日) 午後1時30分～3時

【ところ】ピースおおさか(公益財団法人大阪国際平和センター)

【内容】映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」、政府取り組み報告、啓発パネル展

【参加費】無料

◆問合せ

大阪府市民局ダイバーシティ推進室 Tel.06-6208-7619

大阪府府民文化部人権局人権企画課 Tel.06-6210-9280

人権コラム「よき日へ」

カラソコエの花

大阪教育大学 神村 早織

最近日本でも、いわゆる「GBT」当事者を主人公として描いた映画やドラマが制作されるようになった。私のお気に入りには、今春テレビ東京で放映された「きのう何食べた？」である。弁護士シロさんと美容師のケンジのふたりの生活を、日々の食卓を通して展開していく。そこにあるのは、小さくてあなたかかな幸せを求めるふたりの暮らしだ。

ケンジはオープンリーゲイであり、シロさんはクローズドだ。そのことが、「周囲の人々」との関係の中で、ふたりの間に隙間を作ることがある。ドラマの中では、彼らの日常のふとした瞬間に、「悪意のない」アウトティングや、「善意による」カミングアウトの圧力が描かれている。それは時間にすれば、ほんの瞬間のことだったりする。おそく、多くの「周囲の人々」としては、気づきもしないことであり、不可視化されているものだ。

さて、今日お薦めしたい映画「カラソコエの花」も、「GBT」をテーマにしたものである。しかし、この映画の主人公は当事者ではない。主人公は「周囲の人々」すべてであり、この映画は「周囲の人々」の一人一人の視点から構成され、描かれている。そして、だからこそ、この映画を見た人たちは、「GBT」を理解するために見るのではなく、映画を通して自分自身と向き合うこととなるのだらう。

わずか39分の短編映画にもかかわらず、映画祭でグランプリを含む13冠を受賞している。当初は東京新宿の映画館での1週間限定公開の予定であったが、その後、全国各地に上映会が広がった。いわゆるロードショー上映ではないため、あまり知られてはいないが、高い評価を得て、現在はDVDレンタルもされている。まずは、WEB上で公開されている予告編の視聴をお薦めしたい。

ある高校2年生のクラス。予告編では、黒板に大きく「GBT」と書いて授業を行うひとりの教師の姿が映し出される。しかし、他のクラスではその授業は行われていないことを察知した生徒の中から、「なぜうちのクラスだけ？」という疑問が生まれる。

予告編の中盤では、「もしかしたらさ、うちのクラスにいるんじゃないか」と言い放つある生徒のセリフが、見る者の心を刺す。その後、映像は、教室や登下校などの日常を背景に、同級生の中に「当事者」がいるのではないかという状況の中で、様々な生徒たちが疑心暗鬼になり、葛藤する表情を映し出す。クラスの生徒たちの変化を、「周囲の人々」の視点から、相互に交錯しつつ、鮮やかに描いているのだ。

映画のキャッチコピーは「ただ、あなたを守りたかった」だ。果たして、この声は、誰に届けようとしているのか。「カラソコエの花」というタイトルは何を意味しているのだらう。そんなことを考えながら、映画の本編を見ていただけたらと思う。

町長選挙の日程

4月17日に任期満了となる町長の選挙の日程について、次のように決定しました。

【告示日】4月7日(火)

【選挙期日】4月12日(日)

【期日前投票期間】4月8日(水)～11日(土)

◆立候補者予定者説明会

【とき】2月20日(木) 午後2時～

【ところ】まちづくり観光交流センター1階 研修室

◆問合せ

選挙管理委員会事務局(住民人権課) ☎98-5515

	再編案	A案	B案
経費	1,950万円	2,800万円	2,200万円
収益	200万円	70万円	80万円
(小計)	1,750万円	2,730万円	2,120万円
お出かけ支援	650万円	650万円	650万円
合計	2,400万円	3,380万円	2,770万円

注) お出かけ支援の対象者は70歳以上として算出

を必要経費の基準と考えてきました。再編案の場合、経費から収益を差し引くと、実質的な経費(表のなかの「小計」)は1,750万円になりますので、想定していた1,000万円+ a にほぼ収まっていると言えます。一方、A案は2,730万円、B案は2,120万円と、収益を考慮すると、再編案との差はさらに広がります。

なお、福祉を重視するという考えから、高齢者のかたの外出を支援するために、70歳以上のかた(太子町在住:登録が必要です)に対して、1回の利用につき100円の割引チケットを発行します(当面は回数制限を行いません)。その経費として、年間650万円を見込んでいますので、最終的な経費(表のなかの「合計」)は、再編案で2,400万円、A案で3,380万円、B案で2,770万円となります。

●公共交通空白・不便地域を解消するために、支線交通を維持する必要がある

平成29年度に策定した「太子町地域公共交通基本計画」では、聖和台・磯長台地区および畑・山田地区が「公共交通空白・不便地域」と位置付けられ、この解消を第一の目的として、地域公共交通のありかたについて検討してきました。このようななか、聖和台・磯長台地区については、金剛自動車太子中央線に新規路線を開設することになり(大変有難いことです)、公共交通空白・不便地域の解消に向けて、あと一歩のところまで漕ぎつけました。

一方、畑・山田地区については、金剛自動車が朝・昼・夕に数本、上ノ太子駅までの直行便を検討しているところですが、基本は太子町が運行する支線交通が畑・山田地区の地域公共交通です。したがって、畑・山田地区の公共交通空白・不便地域を解消するには、支線交通を成立・維持していかなければなりません。

さきほど、再編案が最も費用面で効率的であることを説明しましたが、それに加え、支線交通の利用者数(回数)がどの程度見込めるのかという点も重要な視点です。支線交通は「実証運行対象路線」であるため、実証運行後、本格運行に移行するかどうかの判断を必ず行います。当然ながら、いわゆる「空気を運んでいる」ような利用状況では、本格運行に移行できず、畑・山田地区のQOL(生活の質)は向上するに至りません。

そこで、1日あたりの支線交通利用回数(あくまでも推定値です)について、再編案とA案およびB案を比較すると、再編案は35回、A案は13回、B案は17回となります。本格運行に移行し、支線交通を維持していくという観点から見ても、再編案が最も望ましい運行体系であると言えます。

●公共交通を利用することが困難な(できない)人は「福祉の移動サービス」でフォローする

前のページでも書きました通り、再編案の基本方針は、公共交通を利用できる人は公共交通(金剛バスおよび支線交通)を利用し、主に身体的な理由で公共交通を利用することが困難な(できない)人は「福祉の移動サービス」を利用する、というものです。

この方針に対して、行きたいところにこれまでのように行けない人が多数出てくるのではないかという意見が多く出されましたが、公共交通を利用することが困難な(できない)人に対しては、すでに健康福祉部のスタッフが一人ずつ丁寧な聞き取りを始め、そのかたに合った「福祉の移動サービス」を案内しているところです。当然ながら、福祉施策としての移動サービスが後退するようなことがあってはなりません。万全の体制をもって、公共交通を利用することが困難な(できない)人は「福祉の移動サービス」でフォローしていきたいと考えています。

第3回太子町地域公共交通会議において、以上の4点を総合的に判断しましたところ、原案である「再編案」が最も望ましいという結論に至りました。したがって、現在の総合福祉センターバスと予約型乗合ワゴン(2020(令和2)年5月末をもって一旦停止し、太子町が運行する支線交通(総合福祉センター⇄太子町役場⇄畑・山田地区)の実証運行を6月から実施します。

もちろん、実証運行は「実験」ですから、結果次第によっては、総合福祉センターバスや予約型乗合ワゴンが再開する可能性もありますし、さらにより良い地域公共交通を検討しなければならないこともあります。

地域公共交通に「完成形」はありません。みなさんの生活の変化に合わせて、常に見直しながら、地域住民・太子町・金剛自動車が連携して育てていくものです。引き続き、ご協力をよろしく願います。

※運行計画に関する詳細な情報については、次号で取り上げます。

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長(大阪産業大学経済学部・大学院経済学研究科教授)の小川雅司氏が執筆したものである

地域公共交通について考える 21

●第3回太子町地域公共交通会議を開催しました

2019年度第3回太子町地域公共交通会議が12月25日(水)の10時から12時まで、万葉ホールで開催されました。当日の議事は以下の通りです。今回の第3回太子町地域公共交通会議では、地区説明会やその他で出された意見をもとに、地域公共交通再編(修正)案について話し合い、具体的な運行計画(案)について審議しました。

- | |
|-------------------------------------|
| 1) 地域公共交通再編(修正)案【地域公共交通運行計画(案)】について |
| 2) その他 |

地区説明会やその他において、総合福祉センターバスおよび予約型乗合ワゴンの継続を望む声が多く出されましたので、再編すべき理由をいくつかの根拠資料をもとに再検討しました。

●地域公共交通を再編するための基本的な考えかた

7月号にも掲載しました通り、太子町地域公共交通網形成計画の基本方針(3:持続可能な地域公共交通を構築する)および目標達成のための施策(目標1:誰もが利用できる地域公共交通網の形成)に基づき、総合福祉センターバスと予約型乗合ワゴンを再編する基本的な考えかたを以下のように設定しました。

これまでは、予約型乗合ワゴンのように、「年齢」を基準にして区別していましたが、今回は、公共交通を利用できる、利用が困難(できない)という新たな基準を設定しました。つまり、公共交通を利用できる人は公共交通を利用し、主に身体的な理由で公共交通を利用することが困難な(できない)人は「福祉の移動サービス」を利用する、という考えかたが基本となります。

●金剛自動車との連携・協力は不可欠である

太子町地域公共交通網形成計画の基本方針や推進体制にもありますように、交通事業者である金剛自動車との連携は不可欠です。第2回地域公共交通会議では支線交通を商業施設(ラムー&カインズ)まで延伸すべきではないかという意見が出されましたが、前号でも説明しました通り、地域公共交通の改善には、金剛自動車との連携・協力は不可欠であり、金剛自動車との競合は避けなくてはなりません。ましてや今回、金剛自動車は、太子中央線に新規路線を設定するほか、

畑・山田地区と上ノ太子駅の間の直行便も検討しています。金剛自動車も競合を避けたいとの意見を持っていますし、国土交通省からも「民業圧迫」となるような路線設定は望ましくないとの指導を受けています。

この考えかたは、総合福祉センターバスと予約型乗合ワゴンの再編とも関係します。太子中央線での新規路線を含め、金剛自動車が運行する路線は総合福祉センターバスや予約型乗合ワゴンと競合する部分が少なくありません。また、支線交通の運賃を無料にすべきという意見も根強くありますが、これは上記の考えと「イコールフットイング(競争条件の平等化)」の観点から望ましくありません。7月号でも説明しました通り、地域公共交通を持続していくためには、競争条件を平等にする必要があります。行政が運行するバスを無料にすることで、民間のバス会社がサービス水準(運賃や運行頻度など)を低下または撤退せざるを得なくなってしまっただけでは、それこそ「本末転倒」です。

なお、基幹交通(金剛自動車)の商業施設への延伸については、前号で説明しました通り、周辺交差点の形状改良や信号機の設置など、課題が多いのが現状です。今回の運行計画では、旧ローソンのあたりに新規のバス停を設置し、利用状況を見ながら、基幹交通の延伸などについて金剛自動車も含めて検討することにしていきます。

●再編案は費用面で最も効率的である

下表をみれば一目瞭然、総合福祉センターバスと予約型乗合ワゴンを継続しながら支線交通を新たに運行する場合(ここでは「A案」と呼びます)と比較して、再編案は費用面で効率的です。再編案の経費が年間1,950万円であるのに対し、A案の経費は2,800万円と、およそ1,000万円の差があります。

また、総合福祉センターバスのみを継続し、支線交通を新たに運行する場合(ここでは「B案」と呼びます)も検討したところ、B案の経費は2,200万円と、再編案と近似した金額になっています。

しかしながら、支線交通は有料で運行しますので、一定の収益があります。再編案は、利用者をできるだけまとめて効率的に運行するため、A案やB案よりも収益が多くなり、年間200万円の収益が見込まれます。

地域公共交通会議を開始した当初から、地域公共交通を検討するにあたり、現在の総合福祉センターバスと予約型乗合ワゴンの運行経費である1,000万円 + a



クラウンショー

太子町人権協会子どもの人権を守る部会主催のクラウンショーを行います。

とにかく楽しい、ワクワクがギュッと詰まったステージショーです。

ジャグリング・マジック・パントマイム・バルーンアートにサーカス芸などの、クラウンたちが披露する様々な得意技に注目です！

参加費は無料ですので、どなたでもお気軽にご参加ください。

【とき】 2月1日(土)
午後2時～
開場：午後1時30分

【ところ】 町立万葉ホール



◆問合せ
住民人権課 ☎98-5515

太子町消防出初式

【とき】 1月11日(土)
一斉放水(春日新池)
午前8時15分～
式典(町立万葉ホール)
午前9時～

◆問合せ 危機管理課 ☎98-5525

おおさかふみんネット南河内生涯学習広域講座

～世界遺産百舌鳥・古市古墳群を見に行こう！～参加者募集

大阪府・市町村生涯学習ネットワーク会議南河内ブロック(南河内の9市町村で構成)では、本年7月6日に世界遺産登録された百舌鳥・古市古墳群の見どころ

について、世界遺産登録に携わった専門家から講演をして頂きます。ぜひ、ご参加ください。

【とき】 2月6日(木)
午後2時～4時
【ところ】 富田林市きらめき創造館2階グループ活動室
【対象】 講座に参加できる人(他府県からの参加もできます)
【内容】 世界遺産登録百舌鳥・古市古墳群を見に行こう！
【講師】 藤井寺市政策企画部世界遺産登録推進室長
山田 幸弘 氏
【定員】 100人(応募者多数の場合は抽選)
【受講料】 無料
【申込】 1月15日(水)必着
往復ハガキ、または、Eメールで、住所、郵便番号、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号と返信用宛先を明記し、お申込みください。一通で2人まで申込みできます。2人申込みの場合は、それぞれの住所、郵便番号、氏名、年齢、電話番号を明記してください。
【申込先】 〒584-8511 富田林市常盤町16番11号 富田林市教育委員会生涯学習課「ふみんネット南河内2019」係
Eメール s-gaku@city.tondabayashi.lg.jp

※申込み時にお預かりした個人情報は、適正に管理し、本事業の円滑な遂行以外の目的には使用しません。

◆問合せ
富田林市教育委員会生涯学習部
生涯学習課
☎26-8056

太子町成人式

【とき】 1月13日(月・祝)
受付：午前9時30分～
開式：午前10時～
【ところ】 町立万葉ホール
【対象】 平成11年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人
※該当者には11月中旬にハガキで通知していますが、通知が届いていない場合はご連絡ください。

※会場などの都合により、本年から交流会は行いません。

お詫びと訂正

広報太子12月号「太子町成人式」(27ページ)で下記のとおり誤りがありました。お詫びし訂正させていただきます。

【誤】 令和元年1月13日(月・祝)

【正】 令和2年1月13日(月・祝)

◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534

花の文化園 1月イベント

■幼児・小中学生花の絵画展(イベントホール展示)

1月5日(日)～2月2日(日)
2019年度「花の文化園幼児・小中学生花の絵画展」で入賞・入選した作品を展示します。

入選作品140点を対象に、来園された人の投票で花の文化園賞(30点)を決定します。

【投票期間】

1月5日(日)～1月19日(日)

■1月の見頃の花のご紹介

1月下旬まで：ロウバイ
2月末まで：ニホンズイセン
1月上旬：ドンベア、フブキバナ
1月上旬～下旬：ラケナリア、チューリップ、クリスマスローズ・ニゲル、ツバキ
1月下旬：アマゾンユリ

■花の文化園

1月の開園時間：午前10時～午後4時(入園は閉園の1時間前まで)
1月の入園料(改定前)：大人340円
高校生140円 中学生以下無料

◆問合せ

大阪府立花の文化園
☎63-8739

お詫びと訂正

広報太子令和元年12月号掲載の、災害義援金の協力記事(14ページ)に誤りがありました。

訂正させて頂くとともに、関係者のみなさまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

【誤】 富田林ロータリークラブ

【正】 太子ロータリークラブ

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

マイナンバー

マイナンバーカードの臨時休日
交付窓口を開設します(予約制)

マイナンバーカードは原則として本人が窓口に来られて受け取る必要があります。

平日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人のために、臨時休日交付窓口を開設します。

マイナンバーカード受け取りの流れ

申込みされたマイナンバーカード(個人番号カード)ができ上がり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書(ハガキ)が申請者のご自宅に届きます。

通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越しください(15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください)。

住民人権課で本人確認のうえ、暗証番号を設定頂くと、カードを受け取ることができます。

【とき】 1月26日(日)
午前9時～正午

【ところ】 住民人権課

※当日は予約制ですので、1月22日(水)までにご予約ください。

※次回以降の休日交付は決定次第別途ご案内します。

※交付の際に必要な持ち物は、通知カードに同封されていた案内の7ページ、交付通知書、町ホームページでご確認ください。

※証明発行、届出などの通常業務は行っていません。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

防 災

防火管理資格取得講習会

消防法の規定により、一定規模以上の建物には防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わなければなりません。

富田林市消防本部では、この資格を付与するための講習会を行います。

【とき】 2月13日(木)・14日(金)

午前9時～午後4時(全2回)

【ところ】 富田林市消防本部

【定員】 80人(先着順)

【参加費】 1,500円

【申込】 1月20日(月)～24日(金)

午前9時～午後5時

※窓口でご申請ください。

※土、日曜日を除く。

◆申込・問合せ

富田林市消防本部予防課 ☎23-1124

農 業

大阪エコ農産物

大阪エコ農産物(農薬・化学肥料を大阪府の定めた基準の5割以上削減した農産物)の認証申請を受け付けます。

申請書の作成、相談及び対象品目などの詳しいことは、お問い合わせください。

【申請期限】 1月17日(金)

◆問合せ

観光産業課 ☎98-5521

南河内農と緑の総合事務所農の普及課

☎25-1131(内線269)

暮 ら し

消費者トラブル情報

頼れる親族がいない中、知人から紹介され、身元保証サービスや死後の事務手続きを代行する事業者とサポート契約をした。

「明日どうなるか分からない。一刻も早く預託金100万円を支払うように」と事業者から急がされているが、契約内容の詳細な説明を受けていない。どうしたらよいか。

【ひとこと助言】

- ・身元保証や日常生活の支援、死後事務などを行う高齢者サポートサービスは、事業者によって提供されるサービスの内容や料金体系が様々です。契約をする際は、自分がどのようなサービスを望んでいるのかを明確にし、事業者にしっかりと伝えることが大切です。
- ・契約内容や料金体系などをよく確認

し、理解できなければその場で判断せず、周囲の人に相談するなどして、十分に検討しましょう。

・困ったときは、ご相談ください。

◆問合せ 富田林市消費生活センター
☎25-1000

健康保険

国民健康保険料・後期高齢者
医療保険料納付済額通知書

確定申告などにご利用ください

平成31年(令和元年)中の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納付額をお知らせする『納付済額通知書』を1月下旬に発送する予定です。

『納付済額通知書』には、平成31年1月から令和元年12月までの間に、年金から天引きされた特別徴収分(対象者のみ)と、納付書や口座振替で納付された普通徴収分を併せて記載しています。

★特別徴収分は、年金の源泉徴収票にも記載されていますので、二重計上にならないようご注意ください。

なお、確定申告については、富田林税務署(☎24-3281)にお問い合わせください。

☆保険料の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

国民健康保険・後期
高齢者医療保険
冬の集団健康診査

10

現在、冬の集団健康診査の受付を行っています。

先着順ですので、受診を予定されている人は、お早めにお申込みください。

【とき】 2月15日(土)

午前9時～正午

【ところ】 町立万葉ホール

【対象】 40歳以上の太子町国民健康保険被保険者で、特定健康診査未受診者

75歳以上の大阪府後期高齢者医療保険被保険者で、健康診査未受診者

※定員100人になり次第締め切ります。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516



家電4品目の処分

家庭で不要になったエアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づき処分して頂きます。粗大ごみでの収集はできませんので、ご注意ください。

1. 新しいものを買替える場合

新しく同種の製品を購入する店舗に、引き取り及び処分を依頼してください（リサイクル料金、収集運搬料金が必要です）。

2. 処分のみを行う場合

その製品を購入した店舗に、引き取り及び処分を依頼してください（リサイクル料金、収集運搬料金が必要です）。

3. 処分する製品を購入した店舗に引き渡せない場合

その製品を購入した店舗が、廃業・遠方・不明などの場合は、次の手順で処分を行ってください。

(1) 郵便局でリサイクル券の手続きを行う

郵便局に備え付けられている「家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）」に、住所、氏名、電話番号、製造業者、品目コードなど必要事項を明記します。

(2) 郵便局窓口でリサイクル料金と振込手数料を支払う

リサイクル料金については、機器のサイズやメーカー（製造業者）などで金額が異なります。代表的な金額（税込）は次のとおりです。

- ・エアコン 990円
- ・テレビ（15型以下） 1,870円
（16型以上） 2,970円
- ・冷蔵庫・冷凍庫

- （170リットル以下） 3,740円
- （171リットル以上） 4,730円
- ・洗濯機・衣類乾燥機 2,530円
- (3) 廃棄物を所定の場所へ搬入する
- ① 指定引取場所まで自己搬入する場合
持ち込む際には、郵便局で受け取ったリサイクル券が必要です。

【最寄りの指定引取場所】

- 日本通運株式会社 大阪南支店八尾倉庫（八尾市神武町2-24）
☎072-991-2957
- 株式会社ロジックナンカイ（堺市南区高尾1-359-1）
☎072-275-1144
- ② 自宅への収集を依頼する場合
事前に生活環境課でお申込みください。
※リサイクル券がないと引き取ることができません。また、収集運搬料金（1台につき2,700円）が必要となります。

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522



出張年金相談

日本年金機構では、各種普及・啓発活動の一環として、厚生年金や国民年金に関する疑問などについて、天王寺年金事務所職員が応じる出張相談を下記のとおり行います。

この機会に、ねんきんネットなどを活用して自分の年金記録や受給見込額を確認し、未来の設計を考えてみませんか。

相談を希望する人は、年金の加入状況がわかる資料（年金手帳やねんきん定期便など）をご用意のうえお越しください。

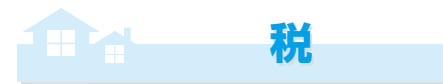
【とき】 1月23日(木)
午前10時～正午
午後1時～午後4時

【ところ】 役場庁舎3階 第2会議室

※時間の予約はできません。

◆問合せ

保険医療課 ☎98-5516
天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531



町府民税の第4期納期限は1月31日(金)です

町府民税の第4期納期限は、1月31日(金)です。忘れずにお納めください。

納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるものは、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。詳しくは、納付書をご覧ください。また、口座振替をご利用のみなさらば、残高の確認をお願いします。

平成31年度 各納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	7月1日	9月30日	12月2日	1月31日
固定資産税	5月31日	9月2日	10月31日	1月6日
軽自動車税	5月31日			

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。

また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

(1) 督促手数料

督促状1通につき100円

(2) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年8.9%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.6%）の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

1月の「し尿」収集日	収集日	種類	1月の「プラスチック」収集日	種類	収集日
	9日(木)	小型		もえるゴミ	7日・10日・14日・17日・21日・24日 28日・31日 (毎週火・金曜日)
	9日(木)	一般		粗大ゴミ	8日・22日 (第2・第4水曜日)
	22日(水)	2回取り		ビン・カン混合	13日・27日 (第2・第4月曜日)
			金属類	15日 (第3水曜日)	
			ペットボトル	23日 (第4木曜日)	
			プラスチック製容器包装	9日・16日 (第2・第3木曜日)	

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。※生ごみは、しっかり水分を切ってから出してください。



パソコン要約筆記体験講座

聴覚障がい者などへの支援にパソコン要約筆記があります。

パソコン要約の技術体験として、字幕付けを学んでみませんか。

【と き】 2月2日、9日、3月8日、15日、22日

午後2時～5時

いずれも日曜日で全5回

【ところ】 河内長野市立市民交流センターキックス 視聴覚室

【対 象】 富田林市、河内長野市、大阪

狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村に在住・在勤・在学する18歳以上の人で、全日程受講できる人

【内 容】 パソコン要約筆記体験講座(字幕付け)

【定 員】 10人(申込み多数の場合は抽選)

【持ち物】 ノートパソコン (Windows8.1以上。ウイルス対策ソフトインストール済みで、ネットにつなげることが可能なもの)

【受講料】 無料

※ただし、教材費は実費となります。

【申 込】 1月6日(月)～17日(金)

受講申込書に必要事項を明記し、福祉課にご提出ください。

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、1月10日(金)までにご予約ください。

また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 1月16日(木)

午後1時～3時

【ところ】 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ

福祉課 ☎98-5519

民生委員・児童委員が決まりました

令和元年12月1日付で厚生労働大臣より民生委員・児童委員が委嘱されましたのでお知らせします(任期:令和元年12月1日～令和4年11月30日)。

～地域の身近な相談役～

民生委員・児童委員は町内全体を地区ごとに割り当てていろいろな相談に応じています。

また、行政と地域住民を支えるパイプ役として下記のような活動を行っていますので、お気軽に相談ください。

【活動内容】

- 高齢者世帯への訪問、見守り活動
 - 児童、青少年の健全育成活動
 - 福祉制度や福祉サービスの情報提供
 - その他福祉に関わる心配ごとの相談
- ※栄町及び周辺地区、西、いわき台・若葉・葵、聖和台(2丁目)の地区については、現在選任中です。

担当地区	氏名
向少路・中大道	植木 道代
内之町・西之口	北山 信行
昭和町・桜川	辻宅 一博
太陽ヶ丘・新昭和町・四季の街	田代 祝子
伽山・太井川町	奥田 隆
葉室	池田美智子
新屋敷・西仲町・陵西台・さつきヶ丘	島田 敏子
東町・上之町・中山台	西村 昌司
分田町・北町・北仲町	間 昌義
旭町・平和町・緑ヶ丘	田中 美幸
寿町・赤坂町	吉田 友三
栄町及び周辺地区(2人担当地区)	松井 育子
太子ヶ丘及び周辺地区	京谷 順子
磯長台及び周辺地区	植木 律子

担当地区	氏名
磯長台及び周辺地区	新家 緑
第3太子ヶ丘・春日丘	久保 幹雄
大道	伊藤 勝美
後屋・東條	岡田 順一
永田	辻本 正男
佃・下ノ町・さくら	田中美佐江
いわき台・若葉・葵(2人担当地区)	川西 佳子
畑	関本 史子
聖和台(1丁目)	羽田 妙子
聖和台(3丁目)	藤田 博誠
聖和台(4丁目)	丸山 勇
主任児童委員(磯長小学校区)	谷口由佳子
主任児童委員(山田小学校区)	高祖 和美

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

1月の相談	種 類	日 程	時 間	場 所	問い合わせ先
	行政(国の行政に関すること)	10日(金)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	教育総務課 ☎98-5533
	人 権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
	就 労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
心配ごと	10日(金)・24日(金)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道 (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

教育

就学通知書を送付します

令和2年4月から町立小・中学校に就学する人に、教育委員会から「就学通知書」を1月中に送付します。該当する人で、通知書が届かない場合や、届いた通知書に誤りがあった場合は、教育総務課へご連絡ください。

【該当する人】

小学校：平成25年4月2日～平成26年4月1日
中学校：平成19年4月2日～平成20年4月1日

◆問合せ

教育総務課 ☎98-5533

就学指定校(小学校)の変更制度 (町立小学校通学区域の弾力化)

町立小学校に就学する場合、町内でお住まいの現住所により就学する学校(指定校)が決まっています。

指定校の変更は、次の対象基準に該当する場合で、保護者からの申し立てにより指定校以外の町立小学校へ就学することができる制度です。ただし、指定校の変更はすべてが希望通り認められるものではありません。

指定校の変更を希望される保護者は、できるだけ早く教育総務課へご相談ください。

○町立小学校の指定校変更の対象とする基準

【転居に関する理由】

- 最終学年の第2学期以降に転居することとなり、引き続き卒業まで在籍校への通学を希望する。

- 入学年度の途中(第1学期まで)、または、学期(入学年度第1学期除く)初めからおおむね1か月以内での転居が決定しているため、あらかじめ転居先にある学校への通学を希望する。
- 第1、2学期終了前2週間以内、または、各学年(最終学年除く)の3月1日以降に転居することとなり、引き続き学期、または、学年終了まで在籍校への通学を希望する。
- 住宅の改築などに伴う転居(仮住まい)であり、引き続き在籍校への通学を希望する。

【教育的配慮を必要とする理由】

- いじめや不登校などにより指定校の変更を希望する。
- 災害、その他真に教育的配慮が必要と認められる。

○申請時期

- 新入学児童については就学通知(就学する年の1月中に送付します)により就学校の指定を受けてから2月末まで。
- 新入学児童でない場合は随時。

※申請用紙は教育総務課でお渡しします。

◆問合せ

教育総務課 ☎98-5533

教育長に勝良氏を任命 教育委員会委員に仲堅氏を任命

町は、令和元年12月3日、議会の同意を得て、勝良 憲治 氏を教育長に任命しました。

任期は令和元年12月8日～令和4年12月7日です。

また、同日、仲堅 正幸 氏を議会の同意を得て、太子町教育委員に任命しました。

任期は、令和2年1月1日～令和5年12月31日です。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

住民手づくり

第205回 たいし 聖徳市 開催

ガラガラ抽選会 開催!

何が当たるかお楽しみ!すてきな景品を用意していますので、下の抽選券を切り取り、ぜひ、お越しください。

【とき】1月19日(日)

午前10時～午後2時

【ところ】太子・和みの広場

◆問合せ

太子町観光・まちづくり協会
☎21-1600

おたのしみ抽選券

1枚につき1人ガラガラできるよ!!

1月19日(日)

午前10時～午後2時

募 集

東京2020オリンピック聖火リレー
サポートランナー募集

東京2020オリンピック聖火リレーの「地域の盛り上げ施策」のひとつとして、町を走る聖火リレー12区間のうちの1区間で、聖火ランナーの後方を並走することができる「サポートランナー」を募集します。

【と き】 4月15日(水)

午後2時30分～5時頃

※時間は変更する場合があります。

【と ころ】 町内の聖火リレー12区間のうち1区間

【距 離】 約350m

【対 象】 ①太子町在住

②令和2年4月15日時点で小学生以上

【定 員】 11人

※応募数が定員を超えた場合は、公開抽選で決定します。2月2日(日)午前10時から町立万葉ホールで行います。

【申 込】 1月7日(火)～24日(金)

午後5時30分までに、所定の応募用紙に必要事項を明記し、お申込みください。

※応募用紙は町ホームページからダウンロード可能です。

※詳しくは町ホームページをご確認ください。

◆申込・問合せ

生涯学習課 ☎98-5534

大阪障がい者職業能力開発校
令和2年度4月入校生募集

大阪障がい者職業能力開発校は、障がいのある人が職業に必要な技能・知識を

習得して就職をめざす訓練施設で、令和2年度4月入校生を募集しています。

【募集科目】

- ・CAD技術科、Webデザイン科、OAビジネス科、オフィス実践科
- ・職域開拓科（精神障がいのある人が対象）
- ・Jobチャレンジ科（発達障がいのある人が対象）

【願書配布場所】

府内の公共職業安定所（ハローワーク）など

【願書受付期日】

1月27日(月)まで

※職域開拓科、Jobチャレンジ科は1月22日までです。

【受付場所】

居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/tc-shogaisha/hp/index.html>

◆問合せ

大阪障がい者職業能力開発校

☎072-296-8311

府立南大阪高等職業技術専門校
生徒募集・見学会

4月入校の生徒を募集します。

【募集概要】

自動車・車体整備科（訓練期間2年、対象18歳以上44歳以下）

電気主任技術科（訓練期間2年、18歳以上）

情報通信科（訓練期間1年、18歳以上34歳以下）

製造化学科（訓練期間1年、18歳以上）

Webシステム開発科（訓練期間1年、18歳以上34歳以下）

【募集日程】

●2月選考

【願書受付】 1月27日(月)まで

※原則として居住地を管轄するハローワークで受け付けます。

【定 員】 各科15人程度

【選考試験】 2月13日(木)

【合格発表】 2月20日(木)

【入 校 日】 4月10日(金)

●3月選考

【願書受付】 1月28日(火)～3月9日(月)

※原則として居住地を管轄するハローワークで受け付けます。

【定 員】 各科若干名

【選考試験】 3月19日(木)

【合格発表】 3月26日(木)

【入 校 日】 4月10日(金)

【授 業 料】 年間118,800円（月額換算9,900円。

所得などによる免除制度あり）

※別途、教科書などの実費が必要。

【入校選考料】 2,200円

【入 校 料】 5,650円

●見学会

【と き】

①1月16日(木)

②1月24日(金)

③2月3日(月)

④3月4日(水)

各日とも午後1時15分～

※事前申込不要・参加費無料。

※1月24日は体験実習あり。

【と ころ】

大阪府立南大阪高等職業技術専門校

◆問合せ

大阪府立南大阪高等職業技術専門校

☎0725-53-3005

FAX0725-53-3015

<http://www.pref.osaka.lg.jp/tc-miosaka/>

平成31年度 青少年健全育成推進大会・太子町 PTA 連絡協議会講演会

テーマ 『スマホ時代の子どもたちに大人ができること』

スマホ利用の低年齢化が進み、ネットトラブル、ネット依存が深刻な問題となっています。

スマホ時代の子どもたちをトラブルから守り、家族や地域でより良いコミュニケーションを保つために、講師自らの経験に基づいた現状と対策についてご講演頂きます！

【講師】 石川 千明 氏

【とき】 1月18日(土) 午前10時～11時50分
(開場 午前9時30分)

【ところ】 町立万葉ホール 【参加費】 無料

※どなたでもご参加頂けます。

※講演会中、託児を行います。希望される場合は、ご連絡ください。

【主催】 太子町青少年問題協議会・太子町PTA連絡協議会

◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534



講師プロフィール

石川 千明 奈良県在住、53歳 大阪府高槻市出身。
大阪デザイナー専門学校を卒業後、㈱カプコンに入社、ゲーム企画開発担当。
1998年に退職後、web企画デザイン制作、コンサルタントとして活動。
2001年いこま育児ネット設立し子育て支援活動開始。2008年より自治体、学校等でICT支援活動を行う。
2011年より情報モラル教育を推進「どなたにもわかりやすく」をモットーに子どもたちがネットで被害者にも加害者にもならないための情報モラル講座をしている。
NPO 法人奈良地域の学び推進機構・理事、京都府警察ネット安心アドバイザー、安心ネットづくり促進協議会 特別会員。

町職員追加募集 (就職氷河期世代対象)

4月採用予定の町職員を追加募集します。詳しくは採用試験案内をご覧ください。

【募集職種】

上級行政職

【採用予定人数】

若干名

【受験資格】

昭和52年4月2日～昭和59年4月1日の間に生まれた人で、普通自動車運転免許（AT限定可）を取得している、または、3月末までに取得見込みの人（学歴は問いません）

【申込方法・申込受付期間】

受験の申込方法は、簡易書留郵便による郵送の方法のみに限ります。

1月14日(火)～29日(水)

※締切日必着。

【その他】

採用試験案内は、秘書課窓口で配布します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

◆申込・問合せ

秘書課 ☎98-5531

広告

広告